第十七条	第二条及び	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の五の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の七
第三十六条	第二条及び	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の五の六
	第百二十条第一項	附則第十四条の七第一項
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の七
	第百二十一条第一項	附則第十四条の八第一項

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第五条の七　平成二十七年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の六第二項に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる	
法附則第十三条の五の六第三項に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額		
法附則第十三条の五の六第四項に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額		
法附則第十三条の五の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額		
法附則第十三条の五の七第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額		
法附則第十三条の五の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額		
法附則第十三条の五の八第一項第二号に掲げる額		
法附則第十三条の五の八第一項第四号に掲げる額		
法附則第十三条の五の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額		
法附則第十三条の五の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算調整対象基準額		
法附則第十三条の五の八第四項第一号に掲げる額		
法附則第十三条の五の九第一項第二号に掲げる額		
法附則第十三条の五の九第一項第四号に掲げる額		
法附則第十三条の五の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額		
法附則第十三条の五の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額		
法附則第十三条の五の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額		
法附則第十四条の七第一項第一号に掲げる額		
法附則第十四条の七第一項第三号に掲げる額		
法附則第十四条の七第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額		
法附則第十四条の七第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額		
法附則第十四条の七第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額		
法附則第十四条の八第一項第一号に掲げる額		
法附則第十四条の八第一項第三号に掲げる額		
法附則第十四条の八第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額		
法附則第十四条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額		
法附則第十四条の八第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額		